



2022年4月7日

各 位

会 社 名 イオンディライト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 濱田 和成
兼社長執行役員
(コード番号 9787 東証プライム)
お問 合 せ 先 常務執行役員 佐方 圭二
グループ戦略 ESG 統括
(TEL. 03-6895-3892)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件（電子提供措置に係る定款変更）」を2022年5月18日開催予定の第49期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 2022年5月18日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年5月18日（予定）

以上

(別紙)

(変更箇所には下線を付しています。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="193 338 810 421"><u>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="193 427 810 689"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="459 835 544 869">(新設)</p> <p data-bbox="459 1240 544 1274">(新設)</p>	<p data-bbox="1102 338 1187 371">(削除)</p> <p data-bbox="836 835 1166 869"><u>第14条 (電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="836 875 1453 1003"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="836 1010 1453 1182"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="852 1240 936 1274"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="836 1281 1453 1592"><u>1 現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第14条 (電子提供措置等) は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="836 1599 1453 1727"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="836 1733 1453 1861"><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>